

### 3. 計画の主な改定内容の概要

地域防災計画の主な改定内容について、記載内容（抜粋）を以下に示す。

#### ① 市民等の円滑かつ安全な避難の確保

##### ア. 5段階の警戒レベルによる避難情報の提供と迅速性の確保

###### 第2章 第1節 第4 防災知識の普及 [P2-1-10]

###### 2 市民に対する防災知識の普及

###### ■防災知識の普及啓発の方法及び内容

- 5段階の警戒レベル、災害発生時（警報等発表時、緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の発令時等）に具体的に取るべき行動に関する知識

###### 第3章 第10節 第1 避難指示等の発令 [P3-10-8]

###### 5 避難指示等の伝達

[中略]

伝達・周知に当たっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。[以下略]

##### イ. 避難情報の「避難指示」への一本化や「高齢者等避難」「緊急安全確保」への名称変更

###### 第2章 第1節 第4 防災知識の普及 [P2-1-10]

###### 2 市民に対する防災知識の普及

###### ■防災知識の普及啓発の方法及び内容

- 5段階の警戒レベル、災害発生時（警報等発表時、緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の発令時等）に具体的に取るべき行動に関する知識

###### 第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-21]

###### 3 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

###### (1) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

[中略]

また、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めることができるような高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

###### 第3章 第10節 第1 避難指示等の発令 [P3-10-1]

###### 1 高齢者等避難

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、風水害による被害のおそれが高い地区の市民に対し自主的な避難を呼びかけるとともに、高齢者や障がいのある人等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」の伝達を行う。

###### 2 避難指示等の発令権者

[中略]

また、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、「緊急安全確保措置」の指示を行う。

ウ. 災害応急対策従事者の安全確保

**第3章 第1節 応急活動体制 [P3-1-1]**

[中略]

なお、災害応急対策に従事する者の安全確保及び健康管理・衛生管理（マスク着用等による感染症対策を含む。）に十分配慮する。

**第4章 第1節 応急活動体制 [P4-1-1]**

大規模地震・津波発生時には、特に発災直後において防災関係機関が緊密な連絡のもと、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、市は、災害対策本部等の施設や要員の被災も予想される中で、災害応急対策に従事する者の安全確保及び健康管理・衛生管理（マスク着用等による感染症対策を含む。）に十分に配慮しつつ、災害応急活動体制を速やかに整える。

エ. 災害が発生するおそれがある段階等での広域避難の実施に向けた取組

**第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-25]**

**7 広域避難体制の整備**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、県及び運送事業者等と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定めるよう努める。

また、指定一般避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

さらに、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

**② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進**

ア. 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加

イ. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加

**第2章 第2節 第7 土砂災害予防対策の推進 [P2-2-14]**

**2 土砂災害警戒区域等の把握及び市民等への周知等**

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項

○指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

○土砂災害に係る避難訓練に関する事項

○避難、救助その他必要な措置

○土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の名称・所在地、及び当該施設の所有者・管理者に対する情報伝達方法

ウ. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

**第2章 第2節 第7 土砂災害予防対策の推進 [P2-2-14]**

2 土砂災害警戒区域等の把握及び市民等への周知等

[中略]

なお、土砂災害警戒区域に位置し、本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市長に報告する。

### ③ 水害（洪水・高潮・内水）対策の強化

#### ア. 想定し得る最大規模の降雨による洪水・高潮・内水への対策の強化

##### 第2章 第2節 第6 風水害予防対策の推進 [P2-2-12]

#### 4 洪水浸水想定区域等の把握及び市民等への周知

##### (1) 洪水浸水想定区域等における避難確保措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川等（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。[以下略]

##### 第2章 第2節 第8 高潮災害予防対策の推進 [P2-2-17]

#### 2 高潮浸水想定区域等の推進及び市民等への周知

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定している。[以下略]

#### イ. 避難指示等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

##### 第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-21]

#### 3 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

##### (1) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

本市では、避難指示等の発令判断や市民等への伝達を行う際の手順・手法等を取りまとめた「避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定しており（平成29年度策定、令和3年改定）、この適切な運用に努める。なお、必要に応じて、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）を参考に、内容の見直し・充実を図る。[以下略]

##### 第3章 第10節 第1 避難指示等の発令 [P3-10-8]

#### 5 避難指示等の伝達

[中略]

伝達・周知に当たっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。[以下略]

#### ウ. 適切な避難行動を促す情報伝達

- 「緊急安全確保」といった適切な避難行動を促す情報の追加
- 多様な連絡手段を活用した避難指示等の伝達
- 避難指示等の迅速な助言を得られるよう連絡調整窓口等の事前準備

## 第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-21]

### 3 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

#### (1) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

[中略]

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

また、市民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

## 第3章 第10節 第1 避難指示等の発令 [P3-10-8]

### 5 避難指示等の伝達

[中略]

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

## エ. 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

## 第2章 第2節 第6 風水害予防対策の推進 [P2-2-13]

### 4 洪水浸水想定区域等の把握及び市民等への周知

#### (3) 要配慮者利用施設の浸水対策

本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛防災組織を設置するものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## オ. 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に対して、市による避難指示等の発令基準の設定

## 第2章 第2節 第6 風水害予防対策の推進 [P2-2-12]

### 4 洪水浸水想定区域等の把握及び市民等への周知

#### (1) 洪水浸水想定区域等における避難確保措置

[中略]

なお、市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水

害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

#### ④ 大規模災害時における道路通行機能確保対策の強化

- ア. 道路管理者による交通規制を追加
- イ. 関係機関、道路管理者間の連携・調整の強化

##### 第3章 第9節 第1 交通情報の収集、交通規制 [P3-9-1]

###### 2 市道の交通規制

建設班は、道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、警察署と連携・協力して、区間を定めて市道の交通規制を実施し、道路の通行を禁止または制限する。交通規制に際しては、次のとおり警察署及び他の道路管理者と密接に連絡をとる。

###### (1) 相互連携・協力

警察署及び他の道路管理者（国土交通省北九州国道事務所、福岡県県土整備部道路維持課）と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止または制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。〔以下略〕

#### ⑤ 災害廃棄物対策の強化

- ア. 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化

##### 第2章 第3節 第14 防疫・清掃体制の整備 [P2-3-35]

###### 2 し尿、ごみ、災害廃棄物の処理体制の整備

うみがめ課は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を作成する。

災害廃棄物処理計画では、国（環境省）で定めた「災害廃棄物の処理に係る指針」に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定一般避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

#### ⑥ 地域防災力の向上と継続・発展

- ア. 地域コミュニティを活性化するため、女性はじめ多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進

##### 第2章 第1節 第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備 [P2-1-7]

大規模な災害の発生時において、避難者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、まちづくり推進室は、防災安全課と市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、平常時から福津市未来共創センター（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動支援やリーダーの育成、ボランティアの受入体制や活動環境の整備、情報を共有する場の設置等を推進する。

- イ. 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

##### 第2章 第1節 第4 防災知識の普及 [P2-1-10]

<p>2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>■防災知識の普及啓発の方法及び内容</p> <p>○<u>保険・共済等の生活再建にむけた事前の備え</u></p>
<p><b>第2章 第2節 第6 風水害予防対策の推進 [P2-2-12]</b></p> <p>4 洪水浸水想定区域等の把握及び市民等への周知</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域等における避難確保措置</p> <p>[中略]</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等</u>について、普及啓発を図る。</p>

ウ. 規模の大きな連続地震発生の可能性の啓発

<p><b>第2章 第1節 第4 防災知識の普及 [P2-1-9]</b></p> <p>2 市民に対する防災知識の普及</p> <p>■防災知識の普及啓発の方法及び内容</p> <p>○<u>災害に関する基礎知識（現在の想定を超える巨大地震の発生や規模の大きな地震の連続発生、各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害危険性）</u></p>
---

エ. 防災士、地域防災推進員の養成

<p><b>第2章 第1節 第2 自主防災活動の推進 [P2-1-4~P2-1-7]</b></p> <p>1 活動内容</p> <p>[中略] また、自主防災組織に対し、研修会、講習会等を実施し、<u>防災士、地域防災推進員の有資格者やリーダー等の養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。</u>特に、リーダーには複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。</p> <p>2 育成強化対策</p> <p><u>市域における自主防災組織や防災士、地域防災推進員の育成を促進するとともに、自主防災組織や防災士、地域防災推進員に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。</u></p> <p>7 防災士会の支援</p> <p><u>本市は、市域全体の防災及び減災に資するために設立された「ふくつ防災士会」が実施する、防災士相互のネットワーク構築や防災士としての活動と技術錬磨、自主防災組織との連携、市民の防災意識の向上や防災活動の担い手育成等の活動を支援する。</u></p>
--

⑦ 要配慮者（避難行動要支援者等）への支援体制の強化

ア. 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進

<p><b>第2章 第3節 第10 要配慮者安全確保体制の整備 [P2-3-29]</b></p> <p>2 社会福祉施設等に対する対策</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>[中略] <u>また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、災害時の協力協定を締結するなど、施設相互間の協力体制の整備に努める。</u></p>
--

イ. 外国人へのサポートの推進

## 第2章 第3節 第10 要配慮者安全確保体制の整備 [P2-3-30]

### 4 外国人等支援対策

#### (4) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組に協力する。

## ウ. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用

## 第2章 第3節 第10 要配慮者安全確保体制の整備 [P2-3-27～P2-3-28]

### 1 在宅の要配慮者対策

#### (3) 個別避難計画の作成・管理等

関係各班の連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。 [以下略]

#### (4) 情報の提供、共有

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、平常時において、避難支援等の実施に必要な限度で、市及び避難行動要支援者本人並びに当該家族のほか、避難支援団体に情報を提供・共有できる。 [以下略]

## ⑧ 指定避難所等における生活環境の向上等

### ア. マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及

## 第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-22]

### 3 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

#### (5) 指定一般避難所の施設管理・運営体制の整備

ア 「避難所開設・運営マニュアル」の運用、訓練等を通じて、指定一般避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定一般避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

### イ. 市民主体の運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用

## 第3章 第10節 第6 指定一般避難所の運営 [P3-10-17]

### 1 運営担当

指定一般避難所の運営は、災害初期では市民班及び避難所応援職員が担当する。ただし、指定一般避難所生活が長期化するときは、指定一般避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの他、必要に応じて、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

ウ. 避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換

**第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-22]**

3 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

(5) 指定一般避難所の施設管理・運営体制の整備

ウ 指定一般避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

**第3章 第10節 第6 指定一般避難所の運営 [P3-10-20]**

12 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。なお、指定一般避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 [以下略]

エ. 災害ボランティア団体等の情報共有の場を設置するなど連携のとれた支援活動

**第2章 第1節 第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備 [P2-1-7]**

大規模な災害の発生時において、避難者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、まちづくり推進室は、防災安全課と市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、平常時から福津市未来共創センター（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動支援やリーダーの育成、ボランティアの受入体制や活動環境の整備、情報を共有する場の設置等を推進する。

オ. 指定避難所へのネットワーク及びWi-Fiの環境の整備

**第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-23]**

4 指定緊急避難場所・指定一般避難所の機能の整備

(3) 指定一般避難所の設備等の整備

ア 指定一般避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ、ネットワーク・Wi-Fi環境等避難者による災害情報の入手に資する機器・環境の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレ等は要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

カ. 防災情報の迅速な情報提供、安否確認、避難所のニーズ把握等のための防災アプリの整備

**第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-19]**

1 指定一般避難所等の指定等

(2) 指定一般避難所の指定

[中略]

また、平常時から、指定一般避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。さらに、災害時に指定一般避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

**第3章 第10節 第5 指定一般避難所の開設 [P3-10-15]**



## 2 指定一般避難所の追加指定

総務班は、指定一般避難所の不足が生じた場合は、研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。[以下略]

### キ. 避難所運営における車中泊など指定避難所以外の避難への対応

#### 第3章 第10節 第6 指定一般避難所の運営 [P3-10-17、P3-10-21]

##### 2 避難者カード・名簿の作成

[中略]

また、指定一般避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている避難者等（テント泊、車中泊等を含む。）に係る情報、民生委員、介護保険事業者や障がい福祉事業者が把握している要配慮者の居場所や安否の情報を把握し県等への報告を行う。

##### 14 指定一般避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

###### (1) 在宅避難者等の把握

在宅避難者やテント泊・車中泊の避難者の把握については、指定一般避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の指定一般避難所で状況を把握する。[以下略]

### ク. 避難行動要支援者の名簿情報の適切な管理

#### 第2章 第3節 第10 要配慮者安全確保体制の整備 [P2-3-26]

##### 1 在宅の要配慮者対策

###### (2) 避難行動要支援者名簿の作成・管理等

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

### ケ. 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

#### 第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-24]

##### 4 指定緊急避難場所・指定一般避難所の機能の整備

###### (3) 指定一般避難所の設備等の整備

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定一般避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課といきいき健康課、市民班が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

エ 指定一般避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。[以下略]

### コ. 指定福祉避難所の指定及び公示等に係る対応

#### 第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-20]

##### 1 指定一般避難所等の指定等

(3) 指定福祉避難所の指定・管理

[中略]

また、指定福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくるかもしれないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

サ. 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止対策

第2章 第1節 第4 防災知識の普及 [P2-1-11]

2 市民に対する防災知識の普及

■防災知識の普及啓発の方法及び内容

○指定一般避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所等における性暴力・性的マイノリティ対策・DV対策（「暴力は許されない」意識の普及）

第2章 第3節 第9 避難体制の整備 [P2-3-23]

3 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

(5) 指定一般避難所の施設管理・運営体制の整備

オ 災害発生後に、指定一般避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 第10節 第6 指定一般避難所の運営 [P3-10-20]

11 管理・運営の留意点

○性暴力・DVの発生防止（女性用・男性用のトイレを離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起ポスターの掲示等）

⑨ 必要物資の供給体制の強化

ア. 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの導入

イ. 地域内物資輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

第2章 第3節 第8 輸送体制の整備 [P2-3-16]

4 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

ウ. 供給物資が不足した場合の調達体制の整備（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入体制等）

第2章 第3節 第13 災害備蓄物資等供給体制の整備 [P2-3-34]

3 流通備蓄の確保

[中略] また、供給すべき物資が不足し自ら調達することが困難となる状況を想定

し、物資の調達先や調達の手順等を受援計画に定めるとともに、災害時に積極的な協力がえられるよう、平常時から協定締結企業等とのコミュニケーション強化に努める。

5 物資を指定一般避難所等への確に供給する仕組みの構築

総務班は、市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定一般避難所等に搬送できるように、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入も含め、物資供給体制の仕組みを次の事項をふまえて構築する。〔以下略〕

## ⑩ 受援の体制整備

ア. 他県等からの人的等支援について、具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みの設定

### 第2章 第3節 第3 広域応援・受援体制の整備 [P2-3-9]

5 受援計画の策定・運用

市では、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「災害時受援計画」を策定している。

この「災害時受援計画」の適切な運用を図るとともに、応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当班における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

なお、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

## ⑪ 復旧対策の強化

ア. 住宅被害認定調査に関する体制の強化

イ. リ災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

### 第6章 第2節 第2 リ災証明の発行 [P6-2-3]

1 リ災証明の発行

〔中略〕 また、リ災証明の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査についての専門的な知識及び経験を有する職員の育成、リ災証明交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、交付業務等の支援システムの活用等、必要な措置を講じるよう努める。

ウ. 被災者の被害の状況や支援状況等を集約したり災台帳（被災者台帳）の作成

### 第6章 第2節 第2 リ災証明の発行 [P6-2-3]

3 被災者台帳の整備

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。

エ. 賃貸型応急住宅の活用

### 第2章 第3節 第15 住宅供給体制の整備 [P2-3-36]

2 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の実施等について、あらかじめ定めておく。また、応急仮設住宅（賃貸型）の迅速な提供のために、不動産関係団体と連携強化を図る。

### 第3章 第13節 住宅対策 [P3-13-1]

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

## ⑫ 新型コロナウイルス感染症対策の充実

### ア. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策

#### 第2章 第1節 第5 防災訓練 [P2-1-14]

##### 5 防災訓練に際しての留意点 [中略]

さらに、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、市民の災害が発生時、又は発生するおそれがある場合の市民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

#### 第2章 第3節 第3 広域応援・受援体制の整備 [P2-3-9]

##### 5 受援計画の策定・運用

[中略] 特に、庁内全体及び各業務担当班における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

#### 第2章 第3節 第10 要配慮者安全確保体制の整備 [P2-3-31]

##### 6 感染症の自宅療養者等の避難対策

防災安全課といきいき健康課は、県・保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## ⑬ 国、県、市及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正

### ア. 本市の組織機構改変による修正

#### 第2章 各節 [P2-1-1、P2-2-1、P2-3-1]

※各節冒頭の項目一覧表の担当課室名の修正 他

#### 第3章 第1節 第5 災害対策本部の運営 [P3-1-10、P3-1-12～P3-1-16]

※組織図の修正（平常時課室名称の変更等）

※災害対策本部の分掌事務（班別）の修正 他

イ. 国、県における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更による修正

**第1章 第2節 第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者 [P1-2-22]**

宗像地区消防本部福岡分署 → 宗像地区消防本部福津消防署

**第2章 第2節 第4 ライフライン施設等の整備 [P2-2-7]**

3 電気施設

九州電力(株)及び九州電力送配電(株)は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

**第5章 第5節 第1 放射線災害の応急対策 [P5-5-1]**

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係わる情報連絡系統

規制担当省庁 → 原子力規制委員会